

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">ソフトボール男子アジアカップ開催費補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、競技力の向上及びスポーツを通じた交流人口の拡大のため、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下「補助事業者」という。）が、<u>第12回男子アジアカップ・第8回男子U18アジアカップ</u>の開催のために行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第11条 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和4年7月7日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3号、第9条第4項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p><u>この要綱は、令和5年5月11日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">ソフトボール男子アジアカップ開催費補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、競技力の向上及びスポーツを通じた交流人口の拡大のため、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下「補助事業者」という。）が、<u>第11回男子アジアカップ・第1回男子U23アジアカップ</u>の開催のために行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第11条 略</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和4年7月7日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>5</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3号、第9条第4項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>

別表第1 (第3条関係)

事業	補助事業者	補助対象経費 (費目)	補助率	補助限度額
ソフトボール男子アジアカップ開催事業	公益財団法人日本ソフトボール協会	(下記事業に係る使用料及び賃借料) <ul style="list-style-type: none"> 選手団の県内移動に係るバス借り上げ代 県内の練習会場の借り上げ代 日本ソフトボール協会及びアジアソフトボール連盟役員の県内移動に係るレンタカー借り上げ代 	定額	<u>500万円</u>

別表第2 (第5条-第7条関係) 略

別表第1 (第3条関係)

事業	補助事業者	補助対象経費 (費目)	補助率	補助限度額
ソフトボール男子アジアカップ開催事業	公益財団法人日本ソフトボール協会	(下記事業に係る使用料及び賃借料) <ul style="list-style-type: none"> 選手団の県内移動に係るバス借り上げ代 県内の練習会場の借り上げ代 日本ソフトボール協会及びアジアソフトボール連盟役員の県内移動に係るレンタカー借り上げ代 	定額	<u>478万円</u>

別表第2 (第5条-第7条関係) 略